

●全期前納報奨金制度が平成19年度から廃止されています。

普通徴収の市県民税と固定資産税には、全期税額を第1期の納期限内に一括納付した場合に一定の報奨金を交付する制度がありましたが、平成18年度を最後に平成19年度より廃止されています。

☆今回の税源移譲により納税者の負担が変わらないよう様々な措置が講じられています。

税源移譲により個々の納税者の負担が変わらないように市県民税の税率を一律10%に変更と同時に、所得税の税率を4段階から6段階に細分化し、税負担が増えないように措置されていますが、それ以外に次のような措置がされています。

●市県民税と所得税の人的控除差の調整(調整控除) → 平成19年度 から

調整控除とは？

所得税と市県民税では、基礎控除や扶養控除等の人的控除(表参照)の金額に違いがあるため、税率変更だけでは税源移譲後で所得税と市県民税の合計負担額が増税とならないように、調整を図る目的で創設された控除です。

調整控除の計算方法

(1) 課税所得金額が200万円以下の場合

- ① 人的控除額の差の合計額 } ①、②のいずれか少ない額 × 5%
② 課税所得金額 } (市3%・県2%)

(2) 課税所得金額が200万円を超える場合

- {人的控除額の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)} × 5%
(市3%・県2%)

※ただし、2,500円未満の場合は2,500円とします。

(表) 所得税と市県民税の人的控除の差(万円)

項目	所得税	市県民税	差額
配偶者控除			
一般	38	33	5
老人	48	38	10
同居特別障害			
一般	73	56	17
老人	83	61	22
配偶者特別控除			
40万円未満	38	33	5
45万円未満	36	33	3
扶養控除			
一般	38	33	5
老人	48	38	10
特定	63	45	18
同居老親等	58	45	13
同居特別障害			
一般	73	56	17
老人	83	61	22
特定	98	68	30
同居老親等	93	68	25
障害者控除	27	26	1
特別障害者控除	40	30	10
寡婦(寡夫)控除	27	26	1
特別寡婦控除	35	30	5
勤労学生控除	27	26	1
基礎控除	38	33	5

●所得税の住宅ローン控除に係る調整(住宅ローン減税) → 平成20年度から

平成18年までの入居者について、税源移譲により所得税が減ることで今まで受けられていた額の住宅ローン減税が受けられなくなった場合には、対象者の申請に基づき、その分を翌年度の市県民税で減額することとしています。

ポイント

(1) 対象者の申請に基づく減額措置です。(※申請の詳細は現在未定です)

(2) ① 所得税の確定申告をする人…税務署に確定申告書とともに「住民税減額申請書」を提出してください。

② 所得税の確定申告をしない人…市町村に「住民税減額申請書」を提出してください。

※申告(初回は平成20年3月15日まで)は、適用を受けようとする年度ごとに、毎年3月15日までに行ってください。

●税源移譲時における年度間の所得変動に伴う調整 → 平成20年度

税源移譲では、市県民税と所得税の合計負担額が移譲の前後で変わらない仕組みになっていますが、平成19年度の市県民税が課税され、平成19年分の所得税が課税されなかった場合、税源移譲による所得税の減額効果が働かないことになり、市県民税のみの増税となってしまいます。

このような場合、平成20年度において、対象者の申請に基づき、平成19年度の市県民税を旧税率で再計算を行い、既に納付された税額との差額が減額(還付)されることとなります。

対象となるケースは？

平成19年分所得が大きく下がり、平成19年分の所得税がかからず、次の①および②を同時に満たす場合です。

- ① 平成19年度市県民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く) > 所得税との人的控除額の差の合計額
② 平成20年度市県民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む) ≤ 所得税との人的控除額の差の合計額

減額計算の方法は？

$$\text{減額される額} = \{ \text{平成19年度市県民税の課税所得金額} \times \text{税率(税源移譲後)} - \text{調整控除} \} \\ - \{ \text{平成19年度市県民税の課税所得金額} \times \text{税率(税源移譲前)} \}$$

ポイント

(1) 対象者の申請に基づく減額措置です。(※申請の詳細は現在未定です)

(2) 市県民税の減額の対象となる人は、必ず平成19年1月1日現在に居住する市町村に申告してください。

申告時期は、平成20年7月1日～同年7月31日です。

■ 問合せ 税務課 市民税係 ☎(内線298、256)